

# 介護保険事業者の指定更新手続の手引き

(居宅系サービス事業所)

(今回の案内は、令和8年4月30日から令和8年6月30日までに指定の有効期間が満了する事業所が対象です。令和8年6月30日以降に満了する事業所については、令和8年5月頃に案内予定です。)

## 1 指定更新制度の概要

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるかを定期的にチェックする必要があるとして、**事業者の指定は6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。**

## 2 指定の有効期間とは

指定日より6年を経過する日までとなります。指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間満了日までに更新手続を行わなければなりません。

### ※みなし指定について

介護保険法第71条、第72条及び介護保険法施行法第4条の規定により、指定があったものとみなされた事業所は、指定更新の対象外です。従って、病院・診療所が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、薬局が行う居宅療養管理指導の各事業所については、指定更新手続の必要はありません。

## 3 指定更新の手続き

### (1) 提出期限

**令和8年2月27日（金）**

### (2) 提出方法（①又は②のいずれか）

#### ①電子申請・届出システム

※詳細については、三重県ホームページ「[介護保険事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について](#)」をご覧ください。

#### ②持参又は郵送

県庁の長寿介護課へ指定更新申請書類一式を提出してください。

**【宛先】 〒514-8570**

**三重県津市広明町13番地**

**三重県医療保健部 長寿介護課 居宅・施設サービス班**

申請書類は、県庁へ持参いただいても結構ですが、その場で書類確認は行わず、お預かりする形となります。

※県の各地域機関（福祉事務所・保健所）での申請受付は行っておりませんので、お間違えのないようお願いします。

(3) 提出部数（持参又は郵送の場合）

2部（内訳：正本1、副本（地域機関（福祉事務所・保健所）用）1）

※書類は3部作成し、その内2部を県庁の長寿介護課へ提出し、1部は事業所控として保管してください。

※事業所控について受付印が必要な場合は、指定（許可）更新申請書（別紙様式第一号（二））のみ申請書類に添付し、併せて返信用封筒に切手貼付のうえ同封してください。（返信用封筒の同封がない場合は対応できませんので、ご了承ください）

(4) 指定更新申請に必要な提出書類一覧

指定更新申請に必要な提出書類の一覧は、サービスごとに「更新申請にかかるチェックリスト」に明記しています。

「更新申請にかかるチェックリスト」及び様式の電子ファイルは、ホームページに掲載していますので、確認のうえ不足のないようにしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/90984000001.htm>

(5) 書類作成上の注意

①指定更新申請書類は、サービス事業所ごとに必要です。同一の事業所番号で複数のサービスについて指定を受けている場合でも、サービスごとに作成してください。

（例）法人が訪問介護事業所、通所介護事業所の指定を同日付で受けた事業を行っている場合、指定更新申請書類は、2事業所それぞれに作成します。（各事業所の事業所番号が同一であっても、別々に作成します。）

②書類は、チェックリストの左欄の番号順に並べてください。

(6) 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合

更新対象のサービスと、同一の所在地で一体的に運営しているサービスとの有効期限が異なる場合、更新対象のサービスの更新時に有効期限を合わせて更新する旨の申し出を行うことで、更新後の有効期限を合わせることができます。

※指定更新申請に必要となる書類に加えて、「**指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書**」を提出してください。（[HP参照](#)）

（有効期限を合わせることが可能な対象サービス）

・同一種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」

・「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」

※いずれも、同一事業所番号で一体的にサービス提供されていることが必要です。

例）訪問看護と介護予防訪問看護の有効期限を合わせる

・今回更新対象のサービス：訪問看護

指定有効期間（令和3年4月1日～令和9年3月31日）

- 同一所在地で行うサービス：介護予防訪問看護
- 有効期間（令和4年2月1日～令和10年1月31日）  
(更新後の有効期間：いずれも令和9年4月1日～令和15年3月31日)

#### 4 廃止、休止、変更について

##### (1) 廃止、休止した事業所について

廃止届提出済の事業所については、特に手続は必要ありません。

休止中の事業所については、指定（許可）の更新を受けることはできません。したがって、指定（許可）の有効期間の満了をもって指定（許可）の効力を失うこととなります。指定（許可）の更新を受けるには、更新申請書類に加えて再開届の提出が必要となります。

##### (2) 更新申請書提出後に事業所を廃止・休止する場合

指定の更新を受けることはできませんので、廃止・休止届と併せて指定更新申請の取下書（様式任意）を提出してください。

#### 5 その他

##### (1) 施設系サービス等の指定更新

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護にかかる指定の更新手続については、別途ご案内しています。  
また、地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所に係る指定更新手続については、各指定権者（市町、広域連合等）にお問い合わせください。

##### (2) 指定更新通知書の交付等

提出のあった指定更新申請書については、審査の結果、書類の追加や差し替えを依頼することがあります。また、必要に応じて、現地確認調査等を行う場合があります。  
内容に特段の問題がなければ、指定更新通知書を発送します。

事務担当 三重県医療保健部 長寿介護課 居宅・施設サービス班

TEL : 059-224-2235 E-Mail : [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)